

第Ⅱ部 調査の結果

第1章 アメリカにおける調査

1.1 青少年のインターネット利用環境に関する実態

1.1.1 青少年の閲覧が望ましくないとされている情報（有害情報）及び違法とされている情報（違法情報）の現状¹

米国における青少年の定義

米国における青少年の定義は、調査を行う機関によって必ずしも同一ではない。例えば、インターネット関連の調査を行っている民間調査機関 Pew Internet & American Life Project（以下、ピュー・インターネット）では、12～17歳の子どもをティーンズ (Teens) と呼び、18～29歳の青年をヤング・アダルト (Young Adults) を称し、それらを合わせて青少年 (adolescent、juvenile、youngster、youth) としている。しかし、後述の児童インターネット保護法等の関連法令が原則として未成年者を対象にしていることや、サイバー・チップラインの対象が未成年であることなどから、本章では、「青少年」を概ね18歳未満の未成年者²とする。

違法・有害情報

米国では、サイバー・チップライン (The Cyber Tipline)³ に報告される情報には、青少年のポルノ、児童買春・売春や性的虐待なども含まれており、それらは有害な情報とみなされている。

また、合衆国法典第18編第1部第71章第1470条（「わいせつ物の未成年者への譲渡⁴」）により、16歳未満の未成年者に対して、その手段を問わずわいせつ物を配布することを禁止している。連邦最高裁では、同条にいう「わいせつ物」に当たるか否かの判断基準とし

¹ 先ず、この調査では、連邦、カリフォルニア州、テキサス州についてそれぞれの調査を行い、その結果を以下に述べているが、殆どの情報は連邦ベースのものが主で、カリフォルニア州やテキサス州は、連邦に準じた上で時に独自の規定などを導入している。

² なお、合衆国法典の一部においては、基本的には18歳未満が未成年とされているが、一部においては、未成年者の中でも特に16歳未満を対象とした内容の規定もある。また、米国では未成年者の定義が州によって多少異なる場合もある。テキサス州では、未成年者は、学校を卒業する18歳未満とみなされている。ただし法規の内容によっては、16歳以下を未成年としている場合もある。

³ サイバー・チップラインについての詳細は1-1-1（5ページ）を参照。

⁴ Federal Obscenity Laws: TITLE 18—CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE, PART I—CRIMES, CHAPTER 71—OBSCENITY (§§ 1460–1470), 18 U.S.C. section 1470—Transfer of obscene material to minors, <http://www.justice.gov/criminal/optf/guide/citizens-guide.html> § 1470. Transfer of obscene material to minors, http://www.law.cornell.edu/uscode/718/usc_sec_18_00001470----000-.html（以降、インターネット情報はすべて2011年1月18日現在のものである。）

て、以下の3つの条件を挙げている⁵（いわゆる「ミラー判決（Miller v. California, 413 U.S. 15（1973））」）：

- (a) 平均的な人が、その所属する地域社会などの現時点でのコミュニティーの基準（contemporary community standards）に照らしてその表現物を見た場合、全体として好色的な興味に訴えていると考えるか
- (b) その表現物が、当該州法によって明確に定義された性的行為を、明らかに不快感を与える方法で、描写または記述しているか
- (c) その表現物が、全体として見た場合、まじめな文学的、芸術的、政治的または科学的価値を欠いているか

以上の3つの条件全てに当てはまるものはわいせつ物として、インターネット上も含め未成年者に対して見せたり送ったりすることは違法とされる⁶。

さらに、米国では、児童買春や児童ポルノの所持・制作・配布に関連して、以下の行為を合衆国法典における違法行為と定めている。

- インターネット上での未成年者の誘惑行為（合衆国法典 18 編 1591 条、U.S.C.⁷ 1591）
性行為を目的に出会ったり、会おうとしたりすることを計画する行為で、18 歳以下の未成年に対し、説得、誘惑などをインターネット上で強引に行うことをいう。
- 児童買春（合衆国法典 18 編 1591 条、U.S.C. 1591）
いかなる手段においても、故意に 18 歳未満（ただし、その内容によって微妙に年齢の設定が異なる）の未成年者に対して、勧誘・誘惑・輸送・提供・取得する行為を行うことをいう。また、児童買春に関係のあるビジネスへの参加において、利益を得ることも違法とされる。
- 未成年者との性行為目的の旅行（合衆国法典 8 編 2423 条、8 U.S.C. 2423）
18 歳未満の未成年者との性行為を目的に、米国人が海外へ旅行を試みたことが国内で発覚した場合に当たる。または、海外で未成年者と同様の行為を行おうとする犯罪が起こった場合。
- 家族以外による 18 歳未満の未成年者への性的虐待（合衆国法典 18 編 2423 条、18 U.S.C. 2423）
家族以外のいかなる者による未成年者（18 歳未満）への性的虐待・搾取も含まれる。

⁵ What is illegal under local, state and federal laws?（地方法・州法・連邦での違法について）
United States v. Thomas, 1996 U.S. App. LEXIS 1069 (6th Cir. Jan. 29, 1996)、
<http://www.cit.cornell.edu/policies/university/privacy/responsible/illegal.cfm>

⁶ 未成年者のケースではないが、たとえば、1996 年、カリフォルニア州の夫婦が会員制の掲示板サービスを開始し、そのサイト内でポルノに関するコンテンツを提供して、テネシー州在住の顧客の一人が当該コンテンツをインターネットでダウンロードしたところ、この夫婦が提供したポルノは連邦法及びテネシー州法に違反すると判断された。

⁷ U.S.C. は、US Code を指し、合衆国法典の事である。

- 16歳未満の未成年者宛に「迷惑わいせつ文書⁸」に送る行為(合衆国法典 18 編 1470 条、18 U.S.C. U.S.C. 1470)
相手が16歳未満の未成年者と知りながら、インターネット上を含め、「迷惑わいせつ文書」を送った場合に当たる。
- ドメイン名を偽る行為(合衆国法典 18 編 2252B(b)条、18 U.S.C. 2252B(b))
故意にインターネット上で、18歳未満の未成年者を騙す意図が見られる虚偽的なドメイン名を使用することをいう。
- インターネット上で誤解を与える言動やデジタル画像をソースコード⁹に埋め込む行為(合衆国法典 18 編 2252B(c)条、18 U.S.C. 2252B(c))

上記に該当する行為に関わる情報は有害・違法情報として、インターネット・プロバイダなどが全米失踪・被搾取子どもセンター(The National Center for Missing & Exploited Children、NCME¹⁰)が運営しているサイバー・チップラインへの報告が義務付けられている¹¹(合衆国法典18編2258A条、18 U.S.C. 2258A)。

また、2000年に制定された児童インターネット保護法(The Children's Internet Protection Act、CIPA)¹²では、学校と図書館において子どもがインターネットへアクセスする際に、不快なコンテンツに触れないようにすることを目的として、合衆国政府が実施するプログラムの利用条件として、学校や図書館内のコンピューターにフィルタリング・ソフトのインストール等が義務付けられており、以下の情報がその対象とされている。

- わいせつ物
- 児童ポルノ
- その他、コンピューターにアクセスする未成年者にとって有害とみなされるもの。

すなわち、同法においては、合衆国政府が実施するE-料金プログラム(E-rate program)を利用して、低額でインターネットを利用する際の条件として、学校や図書館の公共施設

⁸ いやらしく、いかがわしいわいせつな内容がふくまれており、送られた相手にとって迷惑な内容の文書のこと。

⁹ 故意にインターネット上で、18歳未満の未成年者を騙す意図のある言葉やデジタル画像を、ウェブサイトのページのHTML内のプログラムのソースコード(実際のウェブサイトを構成しており、このコードでウェブサイトのインターフェースのデザインがきまる)に埋め込む行為をいう。

¹⁰ 全米失踪・被搾取子どもセンター(The National Center for Missing & Exploited Children、NCME) Congressionally Mandated CyberTipline Reporting Categories、
http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2447
全米失踪・被搾取子どもセンター What is child pornography?
http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2815#2
詳細は、1-3-3(44ページ)で後述。

¹¹ 報告義務の対象者については後述 1-3-8(57ページ)を参照。

¹² 連邦通信委員会の消費者・国勢局(Consumer & Governmental Affairs Bureau)、児童インターネット保護法より。

<http://www.fcc.gov/cgb/consumerfacts/cipa.html>

Children's Internet Protection Act、

http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/ntiageneral/cipa2003/CIPAreport_08142003.htm

に対して、事業計画案を提出させることとしており、その中に、フィルタリング・ソフトのインストール等の技術的な対応策を講じることも条件として含まれている。その条件に違反している場合には、E-料金プログラムが利用できない。

同法は憲法違反であるとして、2002年5月に、ペンシルバニア州東部地方裁判所において提訴され、その結果、一旦は、連邦地方裁判所において違憲判決が出ていたが、2003年6月、合衆国最高裁判所において合憲と判断され、現在に至っている¹³。

なお、同法においては、フィルタリング・ソフトのインストールの他に、以下の遵守事項が含まれている。

- 学校では、未成年者のインターネット上の活動を監視するための方策を取り、実施すること。
- 学校と図書館は、以下に挙げるインターネットの安全な利用に係る取組に関する計画を策定すること。
 - (a) 未成年者による不適切なインターネット・コンテンツへのアクセス。
 - (b) 電子メール、チャット・ルーム等、実際の電子通信の利用に関しての未成年者の安全対策。
 - (c) 未成年者によるインターネット上での「ハッキング」等の不正アクセス等の非合法的な活動。
 - (d) 未成年者に関する個人情報の不当開示、使用、配布等。
 - (e) 未成年者の有害な素材へのアクセスの制限の対策等。

カリフォルニア州

カリフォルニア州の場合、カリフォルニア州教育省(California Department of Education, CDE)のカリフォルニア教育出版部門¹⁴によれば、同州の学校では、合衆国政府が実施するE-料金プログラム(E-rate program)を積極的に活用するため、連邦の児童インターネット保護法において定義されている有害情報について、フィルタリング・ソフトを利用して子どものアクセスを制限することを推奨している。

テキサス州

テキサス州では、州刑法9編43章B節43.21条において「わいせつ」が定義されているが¹⁵、その内容は合衆国法典のわいせつ法令に準じている。

¹³ UNITED STATES et al. v. AMERICAN LIBRARY ASSOCIATION, INC., et al. (02-361) 539 U.S. 194 (2003)

¹⁴ California Department Education Publication – Taking Center Stage Act II, TSCII
<http://pubs.cde.ca.gov/tcsii/ch8/internetsafety.aspx>

¹⁵ Texas Tech University (TTU) System, Technology Support – Laws and TTU Policies Affecting Computer Use – State Statutes
Title 9. OFFENSES AGAINST PUBLIC ORDER AND DECENCY, Chapter 43. PUBLIC INDECENCY, Subchapter B. OBSCENITY, Texas Penal Code on Obscenity,

また、テキサス州の検事局(Texas Attorney General Office¹⁶)においては、インターネット上における子どもの虐待者を、「インターネット、チャット・ルーム、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等のサイトで、子どもに対する性犯罪を犯す者」と定義しており、これらの者に対し州刑法9編43章B節43.21条を適用している。また、子どもへの性的な暴力や虐待の場面の画像を作成し、共有し、配布する者も同条違反とみなされる

1.1.2 青少年のインターネット利用数・利用率

米国商務省電気通信情報局によると¹⁷、2009年現在、米国全体において家庭でインターネットを利用している者の割合は63.19%で、家庭外での利用も合わせると、その割合は68.39%となる。カリフォルニア州では、家庭のインターネットの利用者の割合は63.10%で、家庭外の利用も合わせるとその割合は67.58%となる。同様にテキサス州では、家庭内での利用は54.36%で、家庭外の利用も合わせるとその割合は60.36%と、全米の平均値よりも低い水準となっている。

以下の図表1は、5～24歳までの学童や学生を対象とした調査結果である。これら5～24歳までの者の66.78%は家庭でインターネットを利用しており、家庭外での利用も含めるとその割合は73%となっている。

この結果を年齢別で見ると、5～9歳の47.36%、10～13歳の66.07%、14～17歳の76.48%が家庭でインターネットを利用している。また、家庭外の利用を合わせるとその割合は、5～9歳が51.08%、10～13歳が73.06%、14～17歳が84.83%となっている。

<http://www.depts.ttu.edu/itts/documentation/laws/statelaws2.html>

¹⁶ Texas Attorney General, Criminal Investigations,

<http://www.oag.state.tx.us/criminal/investigation.shtml#cyber>

¹⁷ 米国商務省 (U.S. Department of Commerce) ・電気通信情報局 (National Telecommunications and Information Administration, NTIA) のシニア・政策アドバイザーのジョセフ・ガッツォ氏 (Joseph L. Gattuso) へのヒアリング (2010年8月17日)。連邦の国勢調査から、図表1の報告書の結果を提供された。

図表 1 家庭内外でのインターネット利用者
(2009年度 合計・都市・田舎・主要都市別)¹⁸

米国合計 (単位:千人)		インターネット使用								インターネット 未使用	
		家庭での使用						あらゆる場所			
		合計		ダイヤル アップ		ブロードバンド					
合計人数(3+)		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
合計人数 (3+)	289,309	182,813	63.19	10,621	3.67	171,132	59.15	197,871	68.39	91,439	31.61
年齢											
25歳以下	90,446	55,504	61.37	2,856	3.16	52,304	57.83	61,406	67.89	29,040	32.11
25～34歳	40,412	28,804	71.28	1,062	2.63	27,560	68.20	31,824	78.75	8,588	21.25
年齢/学童・学生年齢のみ											
5～24歳の 合計人数	66,773	44,592	66.78	2,268	3.39	470,175	63.01	48,744	73.00	18,029	27.00
5～9歳	20,459	9,689	47.36	440	2.15	9,196	44.95	10,449	51.08	10,009	48.92
10～13歳	15,923	10,521	66.07	552	3.46	9,909	62.22	11,633	73.08	4,290	26.94
14～17歳	16,842	12,881	76.48	800	4.75	12,023	71.39	14,287	84.83	2,555	15.17
18～24歳	13,549	11,501	84.88	473	3.49	10,948	80.80	12,375	91.33	1,175	8.67
州別											
カリフォル ニア州	34,894	22,018	63.10	1,279	3.66	20,578	58.97	23,582	67.58	11,313	32.42
テキサス 州	23,243	12,634	54.36	520	2.24	11,949	51.41	14,029	60.36	9,214	39.64

出所：OSTWG-NTIA(WebOPAD) へのヒアリングより2009年11月24日付けのデータ

他方、ピュー・インターネットの調査¹⁹によると、2009年12月現在、12～17歳の10代の93%がインターネットを利用しているとされる。10代でインターネットを利用する者の数は、

¹⁸ 米国商務省 (U.S. Department of Commerce) ・電気通信情報局 (National Telecommunications and Information Administration, NTIA) のシニア・政策アドバイザーのジョセフ・ガッツォ氏 (Joseph L. Gattuso) へのヒアリング (2010年8月17日)。

Current Population Survey (CPS) Internet Use 2009、
http://www.ntia.doc.gov/data/CPS2009_Tables.html

Persons using the Internet in and outside the home、
http://www.ntia.doc.gov/data/CPSTables/t11_11st.txt

¹⁹ ピュー・インターネットでは、特にインターネットにおいての10代の動向などを定期的に調査している。

2000年では約700万人だったのに対して、2009年現在、その数は約1,100万人に達している(1.57倍の増加)²⁰。

ちなみに、2009年の18～29歳のヤング・アダルトとされる年齢層のインターネットの利用率は93%で、30歳以上の大人は74%だった²¹。

カリフォルニア州

カリフォルニア州では、同州における青少年のインターネット利用に関する公的な統計調査は行われていないため、州政府でも実際の数は把握していない²²。また、ピュー・インターネットなどの民間の調査会社でも、全米規模の調査は実施しているものの、各州を対象にした調査は実施していない。

他方、カリフォルニア州では2006年、シュワルツネガー州知事主催の「カリフォルニア・サイバー安全サミット²³(California Cyber Safety Summit)」が開かれた際、参加者226人に対して「Turning Technology Survey」というインターネットに関する意識調査が行われている。参考までに、以下にその内容を解説する²⁴。

同サミットに参加した者の多くは、司法関係者(約30%)、教育者(約22%)など高学歴者であるが、自分の子どもに対してインターネットの使用を許可している家庭は全体の66.81%(155人)であるのに対して、許可していない家庭は約33%(77人)であった(図表2)。

²⁰ ピュー・インターネット(全米在住の12～17歳までの青少年1100名とその両親を対象とした電話インタビュー) Teens and Technology、

<http://www.pewinternet.org/Reports/2005/Teens-and-Technology.aspx?r=1>

²¹ 補足であるが、ピュー・インターネットの上部組織である、Pew Research Center(以下、ピュー・リサーチセンター)が2010年2月に実施した、「Millennials: Confident. Connected. Open to Change」では、10代と20代の米国人を新しい世代のグループとしてMillennialsと呼んでいる。

このMillennialsの特徴は、独自の世界観を作り出し、自信と自己表現があり、自由主義者であり、陽気に変化にも対応できることであるとされる。また、Millennialsは他の成人層に比べて民族的、人種的にも多様な世代であり、宗教色がなく、軍役に服した経験もなく、米国史上では最も高い教育を受けている世代だとされる。以下の図表2は、Millennialsと30歳以上の世代の人種の多様性を比較した表である。

「Millennials: Confident. Connected. Open to Change. 2009 Current Population Survey」

ピュー・リサーチセンター Millennials: Confident. Connected. Open to Change, P8

<http://pewsocialtrends.org/pubs/751/millennials-confident-connected-open-to-change>

<http://pewsocialtrends.org/assets/pdf/millennials-confident-connected-open-to-change.pdf>

²² 2010年11月18日カリフォルニア個人情報保護室とのヒアリングで確認。

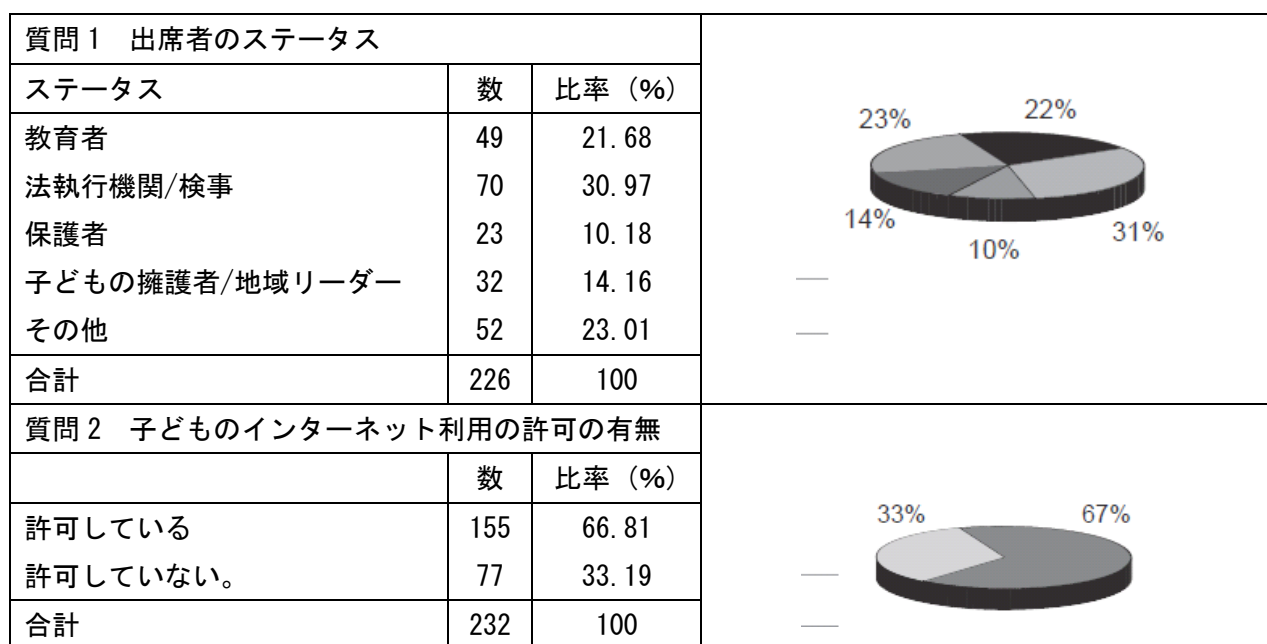
²³ 「アーノルド・シュワルツネガー知事のカリフォルニア・サイバー安全サミット2006年の概要」

Summary of Governor Arnold Schwarzenegger's 2006 California Cyber Safety Summit

http://www.cybersafety.ca.gov/res/docs/pdf/2006_summitreport.pdf p13～16

²⁴ ここでは、子どもの年齢については言及されていない。

図表 2 出席者の属性と子どものインターネットの利用の許可の有無



出所：「カリフォルニア・サイバー安全サミット」での意識調査

テキサス州

テキサス州は、カリフォルニア州と同様に、テキサス州でも、青少年のインターネットの利用に関する州独自の統計調査などは行っていない。同州検事局事務所によれば、インターネットを利用する年齢層は、学校に通い始める7～8歳ぐらいからであると認識しており、統計調査を実施していないのは、費用の問題でもあるが、単に同州単独で統計を取る必要性を感じていないためとのことである。また、青少年のインターネットの利用者数を把握するよりは、むしろ、実際の犯罪を効果的に防ぎ、いかに青少年の保護に努めるか、という点に注力することが重要であるとしている²⁵。

²⁵ テキサス州検事局事務所担当者からの情報入手。2010年11月22日ヒアリングより。